

社会福祉法人 不二学園

| 実施年度 | 監査区分 | 文書指摘の内容 | 改善状況の内容 | 実施年月 |
|------|------|--|---|-------|
| 4 | 未実施 | — | — | — |
| 5 | 実地 | 基本財産に根抵当権が設定されている。根抵当権は、予め一定の限度額を定めておき将来確定する債権を限度額の範囲内で担保する抵当権である。社会福祉法人は、具体的な必要性がある場合に限り基本財産を担保に供することが認められているため将来発生するかもしれない債務について、これを担保しなければならない具体的な必要性はないこと、また、根抵当権は、その担保する元本がすべて特定のものとして確定するまでは、増減変動する債権を継続して担保することとなり、基本財産がこの間継続的に不安定な状態に置かれることになるので根抵当権の設定は認められない。よって、基本財産に設定してある根抵当権を抹消すること。 | 令和6年1月29日に司法書士の立会いのもと、根抵当権者の熊本銀行に根抵当の抹消のための書類を作成、提出した。令和5年度中に抹消手続きが完了する。 | R5.10 |
| 5 | 実地 | 理事長の職務執行状況の報告が行われていない。定款に定めた間隔（毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上）で、理事会に報告すること。 【法第45条の16第3項、不二学園定款第17条第3項】 | 令和6年3月開催予定の理事会において、理事長の職務執行状況を報告し、議事録に適正に記載する。 | R5.10 |
| 5 | 実地 | 拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式）の勘定科目について、改正に対応していないところがある等により拠点区分資金収支計算書が正しい内容を示していない。適正な拠点区分資金収支計算書を作成すること。 【会計基準省令第17条第4項（拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式））、第18条 別表第1 資金収支計算書勘定科目、留意事項 25 計算書類の勘定科目及び注記について（1）計算書類の勘定科目 別添3 勘定科目説明（1 資金収支計算書勘定科目の説明）】 | 指摘事項に基づき、勘定科目については現在訂正が完了している。拠点区分資金収支計算書の様式に関する箇所については今年度決算時作成書類にて訂正対応を行う。 | R5.10 |
| 5 | 実地 | 拠点区分事業活動計算書（第2号第4様式）の勘定科目について、改正に対応していないところがある等により拠点区分事業活動計算書が正しい内容を示していない。適正な拠点区分事業活動計算書を作成すること。 【会計基準省令第23条第4項（拠点区分事業活動計算書（第2号第4様式））、第24条 別表第2 事業活動計算書勘定科目、留意事項 25 計算書類の勘定科目及び注記について（1）計算書類の勘定科目 別添3 勘定科目説明（2 事業活動計算書勘定科目の説明）】 | 指摘事項に基づき、勘定科目については現在訂正が完了している。拠点区分事業活動計算書の様式に関する箇所については今年度決算時作成書類にて訂正対応を行う。 | R5.10 |

| | | | | |
|---|-----|---|--|-------|
| 5 | 実地 | <p>拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））の勘定科目について、改正に対応していないところがある等により拠点区分資金収支明細書が正しい内容を示していない。適正な拠点区分資金収支明細書を作成すること。</p> <p>【会計基準省令第30条第4項、運用上の取扱い 26 附属明細書について（2）拠点区分で作成する附属明細書 ア 拠点区分で作成する附属明細書（別紙3（⑩））拠点区分資金収支明細書、留意事項 25 計算書類の勘定科目及び注記について（1）計算書類の勘定科目 別添3 勘定科目説明（1 資金収支計算書勘定科目の説明）】</p> | <p>指摘事項に基づき、勘定科目については現在訂正が完了している。拠点区分資金収支明細書の様式に関する箇所については今年度決算時作成書類にて訂正対応を行う。</p> | R5.10 |
| 6 | 未実施 | — | — | — |

「実地」・・・実地による監査を実施

「書面」・・・書面による監査を実施

「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度

「延期」・・・特別な事情により延期した場合

「中止」・・・災害等により延期